

決算審査特別委員会会議録
(一般会計)

(平成 29 年 9 月 13 日)
[第 3 日]

審査内容

議案第 50 号 平成 28 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入（全般）、財産調書.....	3
総括質疑.....	17

出席者

【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	下平 力人	副 委 員 長	川下 武則
議 長	坂口 久信	副 議 長	江口 孝二
委 員	末次 利男	委 員	久保 繁幸
委 員	平古場公子	委 員	所賀 廣
委 員	竹下 泰信	委 員	待永るい子
監 査 委 員	木塚 賢司	監 査 委 員	田川 浩
事 務 局 長	西村 芳幸	書 記	福田 嘉彦

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	岩島 正昭	副 町 長	永淵 孝幸
教 育 長	松尾 雅晴	総 務 課 長	川崎 義秋
会 計 課 長	大岡 利昭	財 政 課 長	西村 正史
企 画 商 工 課 長	田中 久秋	建 設 課 長	浦川 豊喜
農 林 水 産 課 長	永石弘之伸	学 校 教 育 課 長	津岡 徳康
町 民 福 祉 課 長	田中 照海	健 康 増 進 課 長	小竹 善光
社 会 教 育 課 長	野口 士郎	環 境 水 道 課 長	峰下 徹
税 務 課 長	藤木 修	財 政 課 財 政 係 長	土橋 久昭
財 政 課 管 財 係 長	森川 陽子	企 画 商 工 課 企 画 情 報 係 長	江口 薫
企 画 商 工 課 商 工 観 光 係 長	平石 信行	建 設 課 建 設 係 長	大岡 寿憲
建 設 課 管 理 係 長	西田 一夫	農 林 水 産 課 農 政 係 長	片山 博文
農 林 水 産 課 林 政 係 長	川島 安人	農 林 水 産 課 水 産 係 長	山崎 浩二
農 業 委 員 会 農 地 係 長	中川 博文	学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長	與猶 正弘
健 康 増 進 課 健 康 づ くり 係 長	山崎 清美	環 境 水 道 課 簡 易 水 道 係 長	田崎 一朗
環 境 水 道 課 水 道 係 長	川崎 和久	税 務 課 課 税 係 長	田古里哲也
税 務 課 収 納 係 長	中尾 正春		

以上 45 名

午前9時30分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので委員会は成立いたします。昨日に引き続き会議を再開いたします。

歳入（全般）、財産調書

○決算審査特別委員長（下平力人君）

ただいまから審査に入ります。

第2日目、歳出の審査が終わりましたので、ただいまから歳入と財産に関する調書までに入ります。決算書の15ページから60ページまで。及び209ページから306ページまで。行政実績報告書では17ページから30ページまでを審議いたします。

行政実績について関係課の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

○税務課長（藤木 修君）

《歳入の行政実績の概要説明》

○財政課長（西村正史君）

《歳入の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、関係書類名及びページ数を言ってから質疑お願いいたします。

質疑の方ございませんか。

○竹下委員

報告書の18ページの地方消費税の交付金についてお尋ねしたいというふうに思います。今回28年度の予算につきましては、調定額、収入済額それぞれ1億4,300万円ほどになってます。この文書を見ますと地方消費税の交付金の増収分の平成28年度の充当先は次のページのとおりとありますけども、これは本来なら括弧にありますように交付金はマイナスになってるんですよ。2,200万円ほどマイナスになってまして、地方消費税の交付金の増収分じゃなくて、社会保障の増減分がこれだけつきましたと、従ってこの充当先がこういうことですよというようなことだというふうに思ってますけど、文書表現がちょっと紛ら

わしいかなというふうな気がしてます。それと次の引き上げ分にかかる地方消費税の交付金の使途ですけれども、これにつきましては子どもの医療費助成ということで社会福祉なってますけれども、これは児童福祉の間違ひかなというふうに思ってます。それが2,100万円ほどありますけれども、そのうち800万円ほどをしますよと。社会福祉につきましては、これは杵藤広域圏の組合の負担金ですけれども、これは1億7,000万円ほどあります。そのうち4,600万円ほどをこの社会保障の財源分でそういう使い方をしますよと、保健費についても同じだというふうに思ってますけど、この前年27年度はですね、この交付金がなかったろうかというふうに思います。この交付金が新たに出された内容はどうなのかということと、それぞれ使っておりますけど、この3つについて使っておりますけども、この裁量権というのは町が裁量権があるのか、あるいは県のほうで指定してくるのか、それについてお尋ねしたいと思っております。

○財政課長（西村正史君）

19ページの引上げ分の地方消費税の交付金の使途についてと言った御質問に対してお答えいたします。まず事業名の中の社会福祉の子ども医療費助成についてこれは児童福祉じゃないかといった御指摘でございますけども、国のほうで示された分類の中でまずこの社会保障施策に要する経費に充当しなさいというふうな大きな決まりごとがございます。この分類の中で社会福祉、社会保険、保健衛生とまた中分類がございます。この中で社会福祉の中に児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などに充てなさいというふうなことがございますので、この大きな分類の中でここでは表示をさせていただいているというふうな状況でございます。それから先ほどの充当の裁量権はどこにあるかといったこととございますけども、先ほど御説明いたしましたそれぞれの社会保障施策に要するに充てなさいといったことで、どこの事業に充てるかといった分については、市町のほうの裁量になっているといった状況でございます。

以上です。

○竹下委員

28年度の決算書のほうではですね、社会福祉じゃなくて子どもの医療費助成については児童福祉になっているというふうに思ってますけどね。

○財政課長（西村正史君）

決算書のほうでは予算の編成の中で社会福祉、児童福祉、障害者福祉とそれぞれの目で別れております。先ほど申し上げたように国のほうの基準が社会福祉、社会保険、保健衛生といったところでの大きな分類がございますので、先ほど申し上げたとおりこの事業名についてはその分類で分けさせてもらっているというところがございます。

○竹下委員

先ほど申しましたようにですね、この社会保障財源分につきましては、28年度から新し

く出された交付金かなというふうに思ってますけど、この社会保障の財源分の交付金の内容がですね、どこを探しても見当たらんのですよね、だからどこをみたらこの社会保障の財源分がわかるのかですね。

○財政課長（西村正史君）

この消費税引上げの社会保障施策についてはですね、28年度始まったものではございません。それ以前からあったわけですが、この歳出の中でどこにあたるかといった内容でございますけども、この地方消費税交付金というのが、分類的には一般財源という扱いになります。一般財源の中での社会保障の財源分といったところで予算・決算の中では一般財源の中に含まれております。

以上です。

○竹下委員

27年度の行政実績報告書を見ると、19ページのほうに地方消費税の交付金が記載されてあります。この内容を見ますと社会保障の財源分については全然記載がないんですよ。内容についてですね。従って私が判断したのは28年度に新たに始まった交付金かなというふうに思ったんですけど。この27年度の報告書に記載されていない理由はどういうことですかね。

○財政課長（西村正史君）

消費税の交付金の社会保障財源分ですが、予算書のほうを確認していただければ当初予算書の中に歳入のところで分類がされてるかというふうに思います。昨年度も一昨年度も同様ですが、議員さんのほうからこの引上げ分に対する用途は何に使っているかという御質問を引き続き受けております。そういったことで一応これは記載したほうがいいんじゃないかといったところがございまして、合わせてこういった充当内容についても公表したほうが、公表しなさいというところもございまして、28年度からわかりやすいようにこの実績報告書の中にも充当の詳細を掲載したといった経緯でございます。

以上です。

○竹下委員

そしたら裁量権は町のほうにあるというような話でしたけども、これについては今までとおりこういう項目に当てはめてきたということになるんですかね。

○財政課長（西村正史君）

先ほど御説明したとおりに国のほうからこの社会保障施策の経費に充てなさいといったところがございまして。何でもかんでもじゃなくて、社会福祉の中で繰り返しになりますけども、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などとそれから社会保険の中で国民健康保険とか介護保険とか年金とかの充当、それから保健衛生の中で医療とか疾病予防とか健康増進対策、これらのところの中での市町の裁量というところで充当をするといったと

ころで今までできているところでございます。

以上です。

○待永委員

報告書 29 ページ、町収入の中の指定管理者収益配分金についてお尋ねをいたします。たらふく館と漁師の館の 28 年度の収益はどのようになっているのでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

たらふく館につきましては前期は 15 万 7,300 円の収益になっております。漁師の館につきましては 111 万 8,689 円になっております。

○待永委員

さっき言われたのは純利益ですよ。決算ていうか売り上げ、たらふく館のわかりますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

事業収入は前期の分は 4 億 2,027 万 1,283 円が前期です。漁師の館につきましては売り上げは 3,694 万 2,631 円となっております。

○待永委員

たらふく館と漁師の館の収益配分金はどのような計算によって決められているのか、また計算方法が途中から変わったというふうに聞きましたけれども、どういう理由で変わったのか、現在はどのような計算をしてあるのかお尋ねしたいと思います。

○企画商工課長（田中久秋君）

基本的に収益配分は利益の 2 分の 1 上限 200 万円、たらふく館については上限 400 万円ですね。25 年ぐらいからずっと、建設当時からだんだん収益上がっていったんですけども、頭打ちになって収益が落ちかけて収益の配分がどういった経緯で多分収益配分が減少してきたというふうなこともあって下限を設定したほうがいいんじゃないかというふうな議論があって、指定管理の前期の 3 年間の平均を下限額とするというふうな取り決めがされたというふうに聞いております。

○待永委員

下限を設定していったら下限の分しか払わないという、そういうのも出てきて、ちょっと計算方法でよくわからないんですけど、4 億から上がってるのに純利益が 15 万 7,300 円という、あとで計算書を見せていただきたいと思いますが、この配分金の出し方がもうちょっと今後考えていかなければならないんじゃないかなと、利益はずっと順調に上がってると聞いたんですけど。

○企画商工課長（田中久秋君）

ここ近年は回復基調になって伸びているんですけども、平成 23 年ぐらいまでは伸びよかったのですがそれから若干下降気味に売り上げが落ちてきております。25 年の火災等もあって、建物等については町の補助でしておりますけども、その他もろもろの設備等はたらふく館でまた出費をして工事をされたりして、ここ数年は赤字で前々期が 15 万円ぐらいの黒字になって前期ことしの 6 月

未決算ではある程度の500万円ぐらいの収益が上がっているということで、ことしについては220万円の収益配分ということがかたちになっております。その4億以上の売り上げがあっておりますけれども、あくまでもあそこは委託販売方式がメインでございます。そのうちの2億3,000万円ほどは生産者の方にお金がいってる。人件費とその他経費が大体3,000万円ぐらいだったかと思えますけれども、経費が掛かって前々期は15万円ぐらいの収入だったということでの計算になります。

○副議長（江口孝二君）

関連。今たらふく館の話が出ましたけど、雑収入で火災を起こしたあと、火災の補填金としてずっと入れられていますね。でも28年度は入れてありません。火災が起きて、前の繰り返しになりますけど、全議員の話し合いの中で内部留保金もあるのでそれを出しますという理事長さんの話をされたっですよね。そして火災後、テントをして仮店舗をされました。その仮店舗、テント代も町が負担しとっですよね100万円か120万円ですね。だからその補填金として入れるという約束をしてあるけんですよ、入れたり出したりしてですね、去年は確かに42万7,000円ぐらいの金額が入っていますけど、それはやっぱり企業努力で入れられるような努力をしてもらわんとですよ、もう年数が経てばそりゃ消えた話ばいということじゃですね。そこら辺の話はされていますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

江口議員の御指摘につきましては、私どものほうでもたらふく館の理事長と何度かお話をさせていただいております。ちゃんと考えているといった旨の回答をいただいておりますし、毎年総会に私たちが同席をしておりますけれども、総会の折にも町有地を借りて自分たちの町のおかげでここで商売がさせていただいているということで会員さんにもそういった旨、町にも感謝と言いますか、そういった部分で事業にあたってくれというふうなことで会員さんにもそういった旨を毎年言われておりますし、店長自体も火災の件につきましてはちゃんと感謝しているというふうなことで言われております。やっ前期回復で500万円の収益が出てきておりますので、それまではなかなか厳しい会計事情ということもあったと思います。

○副議長（江口孝二君）

ものがちょっと横さんずれととばってんね。私は留保金を出しますということを皆さんあの当時の議員さんは確認されていると思います。ここはやっぱりもう少し強くですね、議事録多分残っていると思います。黒字がなかけん出しませんとか帳面上先ほどの待永議員の話じゃないかどん、帳面上どがんでもやりくりはでくっけんですよ、せめて職員の人件費をいくらかでも削ってでも出しますということはわかるわけですよ。だからたまたま利益が少なかったから出しませんと、その後2年、3年してもう忘れてしまおうたら困るけんですね。せめて町が負担したテント代ぐらいは早急に払うべきであって、やっばいここで理事長がみんなの前で留保金を出しますて言うたけんですね、そのことについては責任ある回答がほしいと思います。その辺をもう一度強く言ってもらえないですか。

○企画商工課長（田中久秋君）

議員おっしゃるような内容も含めてですね、再度理事長と話をしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

関連してちょっとよかぬ。

今江口君が言いよったその当時ね、多分留保資金の3,000万円ぐらいはあったと思うわけよ。そりゃわからんよ、我々が見たわけでもなんでもなかつじゃけんね。1,000万円なのか3,000万円なのかわからんばってんね。そしてその火災はある程度町がして、いろいろの部分にどんくらい使ったのかね。留保資金あたりば取り崩してしもうてなかとて、そがんとつこうてしもたて言わるとね、いろいろ考えあつとばってん、やっぱい今さっき言わるとその辺が明快じゃなかもんやけんいろいろ出てくわけ。もってって言いよって全くて言うぎいかんとばってんね、町におんぶに抱っこじゃちょっとていうとこ。そして施設でその100万円でんかかったというごた状況なわけね。その辺の留保資金がそういうとに災害の中身のいろんなものにね、例えば冷蔵庫とか多分使われたと思うわけですよ。そいがどんくらい使われたのかちょっとわからんわけね、いくらつこうたて。そいけん例えば1,000万円あってほとんどそれ使いましたていうとならまだしもわからんことはなかとばってんが、我々聞いた話じゃまだちょっと多かつたもんやけんね、そんなくらい全部使うはずはなからうというごたつこのあつて、最終的にはそのテント代ぐらいはねていうごとなつて、本人も言うとおもんやけん皆さんそい頭から抜けんわけよね、そいけんどっかでやっぱい決着はせんぎとどんどんどん毎年言わるとなつてくつけんね。そいけん理事長あたりもその辺はどっかではじめをつけんばいかんよて、いくらにせろつけんぎと毎年こういふことば言わんばいかん。そいけんどっかではじめつけてくださいというようなことで話ばしてもらえればよかつたいね。

○企画商工課長（田中久秋君）

再度、理事長さんと話をしたいと思います。

○副議長（江口孝二君）

決算書の16ページの不納欠損をされていたと思いますね。その分の内容説明をお願いします。

○税務課長（藤木 修君）

16ページの町税58万1,900円の内容の確認だと思います。28年の不納欠損につきましては、町税において時効による消滅が4人の7万5,000円、執行停止による即時消滅が8人の50万6,900円、計12人の58万1,900円であります。理由としましては生活困窮や所在不明での接触不能、あるいは死亡による相続の……などであります。（「もういっちょあつよ」と呼ぶ者あり）今はまとめて58万1,900円について御説明をしました。町税で不納欠損いたしましたのは固定資産税と軽自動車税で今申し上げた内容でございます。

○副議長（江口孝二君）

そしたらあとでよかばってんね、もう一つお尋ねしますけど、この決算書とこの資料ですね、出されてる分。この町民税についてほかの分については合うもんね数字が、町民税とこっちのほうは

町県民税でなっとったいね、そしたらここ合わせられんとよね。いいよる意味わかってでしょう。（「わかります」と呼ぶ者あり）どうせ出すとやったらね、私たちが素人でも見て合わせられるような出し方はできませんか。

○税務課長（藤木 修君）

以前の決算委員会的时候にも恐らくこの話が出ておると聞いております。徴収業務そのものは町県民税として一緒に徴収していきますし、未収金の明細として上げるときにはやはり両方を一緒に上げるべきであろうと、やっぱり今でもそのように行ってきたところでございます。決算書には県民税は上がってきませんからそこで食い違いが出るんですけども。

○副議長（江口孝二君）

結論から言えばできるかできないかどっちか言えば、せつかくですね、資料が出とってですよ、全てのものを見比べたときにつじつまが合わんと何でかなというところがおのおの聞きにいかないかんわけですよ。これだけに限らずほかにもあります。合わないところが。でもこれが合ってこれが合わないでなったらですよ、私たちが見るときにどうなってるんだろうかと思うわけですよ。だから横しのほうに何か括弧かなんかでね、してもらってたらわかるわけですよ。再掲て言うかな、その分ていう書き方を。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

これにつきましてはですね、町県民税は町民税を割り出すときには最終的な国で定めます按分率というものを求めて決算額を出していますけども、この過去の分まで含めて未収についての按分率というものが、それを当てはめることができなくて、技術的に不可能だと言わざるを得ない部分がございます。今までもこのような書き方をしておるものというふうに理解しておるところでございます。要するに括弧書きでも一町民税はいくらですという確定的なことが言えないということです。推定するぐらいの額しか出せないということになります。

○副議長（江口孝二君）

ここに上げとつとだつたらさ、ここに上がつとでしよ金額が。そしたらね、法人のほうの 26 万円、この分はこっちのほうでちゃんと合うですたいね数字が。合うでしよ。何でそういうことが括弧しても何ででけんとかなくて、按分すつとが難しいなんとかの話じゃなくてね、できるかできんかて聞きよっただけですよ。ここに上がつてきて合うでしよ。法人税については。だから言わせてもらえばね、平成 27 年のさ、現時点の未納ていうとの 26 万円ていうとのここに上がつてきとつでしよ。調定額で。そして 6 万円ていうとの入つてくつでしよ、だから合うわけよ。だからそこを括弧すつとが何ででけんとかて聞きよつと。

○税務課長（藤木 修君）

これはですね、個人町民税に限つてのことなんですけど、徴収は町民税、県民税合わせて徴収しております。その按分率というのは最終的な収納額に対して決定されます。この過去の未納分まで

含めたところの按分という部分が技術的に不可能であるということでございます。できるかできないかといえばできない。確定した数字を示すことができない。

○副議長（江口孝二君）

そしたらここに上がると数字はですよ、ほんなことばいね。そしたらさ、こっちのほうではさ、町民税ていうとはでけんわけね。こいは紙切れは。

○税務課長（藤木 修君）

できないというふうな言い方しかできません。所得割の税率は6%、4%、あるいは均等割は3,500円の2,000円と決まっておりますが、全体を集計してそれらの要素を踏まえながら確定按分率というのを県の方が定めますので。このまだ未収分の過去の分まで含めたところで県民税と町民税を按分するという実質的な方法がないというところでございます。

○副議長（江口孝二君）

そしたら当初請求をするときに町民税と県民税は分けては出てきとらんとこと。

○税務課長（藤木 修君）

個人個人さんに請求するときには町県民税として請求しておりますし、個人個人で見た場合は県民税、町民税いくらというのわかります。確実にわかります。ただ全体を含めて収納した分について町民税と県民税をいろんな要素を含めて確定按分率というのを県が定めます。それで県のほうに我々は県民税分の相当額を納めています。それを過年度分の未収金にその按分率を使用するということができない。正確な数字は求めることができないということです。

○副議長（江口孝二君）

この資料をつくるときにね、いつから変わったか知らんですけど検討委員会の何かで検討されて私たちが全然知らんうちにこの件数と水道ですかね、人数できとっですもんね。だから合はんわけですよね。そこら辺もいつどこでそういうことを決められたのか、やっぱり再掲で全てが件数で出してありますけど、水道のほうは人数で出してあっです。だからその分にどうせするならばしゃって統一したほうがですよ、多分議員たいもどういいういきさつで決まっつか知らんと思えますけれども、そこら辺は統一してもらわいかなですかね。

○副町長（永淵孝幸君）

ちょっとよかですか。

今、江口委員から要望がっておりますようにですね、分けて出される分については資料としては合うようにですね、できない分は今言ってるように按分してあるからできないと言っておりますので、そこはもう御理解いただくとして、出される分についてはですね、こちらのほうもわかるような資料として出すように努力したいと思っておりますので、そこら辺まだ検討委員会の中で検討させていただきます。

○副議長（江口孝二君）

今までが前は件数で出とったですよ。あるときひよって変わったけんですよ人数に。だからそ

ういうことを通達でももろとれば、多分もろとらんで思うですよ。去年ぐらいからじゃいろ変わったと思うですけどね。

○環境水道課長（峰下 徹君）

ちょっと未収金対策でですね、うちのほうが件数じゃなくて人数で出しているということですので、件数で出して、ここ何人なていうことで多分人数で出したと思います。様式についてはどっちか人数か件数かということで水道系のほうがちょっと理解してですね、そちらの人数のほうで出したような形跡がありますので、件数で統一するということであれば件数で出したいと思います。

以上です。

○所賀委員

決算書の304ページにですね、財産でしょうけど物品のことがありますけど、一番下の欄にこの校旗が1ていうとのあつとですよ。こいは何でしょうか。

○学校教育課長（津岡徳康君）

多分学校教育課の管轄だと思うんですが、内容はちょっと済みません、把握しておりません。調べてから御報告いたします。

○財政課長（西村正史君）

補足いたします。この校旗がですね、多良小学校の校長室に置いてある校旗ということで、この重要物品が50万円以上の物品について重要物品としないところがあります。この多良小学校の校長室の校旗が68万いくらやったと思いますけども、50万円を超えてるということで、この多良小学校の校長室の校旗の分について上げてあるんじゃないかというふうに思います。

○所賀委員

今50万円と言われたですけどね、校旗に限っては50万円以上上げなさいということですか。ほかとは、そいぎこい上がとっと全部50万円以上ですか。

○財政課長（西村正史君）

この物品に関する規則の中にですね、重要物品ということで1品の取得価格または取得評価額が50万円以上の物品を重要物品としますことになっておりますので、ここの表については50万円以上の品物が上がっております。（「全て50万円以上でことですね」と呼ぶ者あり）それともう一つ美術工芸品とか自動車とか形状的に変えることがないようなところでの船舶とかそういったところも入っています。

○所賀委員

そいぎ物によっては50万円以下とか、50万円以上とかという見方をせんばいかんごととなつてですね。よかったらせかくこの備考欄のあつけん、まず学校の物なら学校の物、給食センターなら給食センターの物でわかりやすくもうちょっと区分けしてですよ、物品に関しては記載してもらわんとちょっと大体の予想しかつかんとです。こいは例えばスポーツ施設の分ばいとか、もうちょっとわかりやすく次の決算のときには区分けして書いて今言われたような、例えば小学校の校旗のど

この分とか、そういった明記をお願いしたかですけどね。

○会計課長（大岡利昭君）

お答えいたします。

この様式についてはですね、他市町の様式と合わせながらうちのほうで再度検討したいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。記述についてはですね。

○竹下委員

報告書の24ページの県補助金で27年度には農地中間管理事業費の補助金が499万7,000円、500万円近くになってました。今回この補助金がなくなっておりますけれども、この補助金がなくなった理由とこの事業の内容についてお尋ねしたいと思ひます。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

今、竹下委員さんからの御質問については、機構集積協力金ということで御理解してよろしいでしょうか。

○竹下委員

前回の27年度の県の補助金につきましては農地中間管理事業費補助金ということになってました、499万7,000円。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

これについては昨日もお話をしたかと思ひますけれども、1年限りの国の事業というようなかたちで交付されたということですね、27年度限りの限定的なものでございましたので、後だつては出てきておりません。

○竹下委員

きのう説明された内容と金額的にはこれくらいやったかなと思つてますけど、事業名が違つてしょ。先だつて歳出のほうでお尋ねしたというふうに思ひますけども、今回は歳入のほうですね。ですから歳入の事業名と歳出の事業名が違つんじゃないかとちょっとそこ確認してませんけどそういう気がしてます。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

事業名ということで今お聞きになられてると思ひますけれども、27年度においてはですね、機構集積協力金というようなことですね、400万4,000円というようなかたちでしております。それと99万3,000円ということで、中山間地域担い手農地集積促進対策事業費補助金というようなかたちで99万3,000円を支出して合わせてそこにこの収入としては、499万7,000円というかたちになっております。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

審議の途中でございますけれども、休憩をしたいと思ひます。

午前10時32分 休憩

午前10時43分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

休憩を閉じ、再開いたします。

質疑の方ありませんか。

○税務課長（藤木 修君）

説明が下手で申し訳ございませんでしたが、先ほど申し上げたように未収金明細書分の町県民税については、町民税と県民税を正確に分ける技術的な方法がございませんので、これはこのままでいかざるを得ないというところで御理解いただきたいと思います。差し引けば県民税になるというふうなかたちになってまいります。

○末次委員

実績報告書の1ページから質問をしたいと思いますが、ここ10年間、最高額の予算ベース66億3,200万円ということで、予算化をされたと思いますけれども、この財政力指数の推移を見ておりますとですね、これも過去10年間の最高値になってるということでこれはもうまさにふるさと納税額の恩恵だろうというふうに考えております。それでもかかわらずですね、普通会計の歳入構成比を見ますと、経常収支比率ですね、これが1.1%上昇しております。非常に弾力性を失っているという状況にあると思いますけれども、この辺はやっぱり考えられるのは給食センターの建設費の伸びということが大きな原因だろうというふうに思いますけれども、その辺はどのようになっておりますか。

○財政課長（西村正史君）

経常収支比率の上がったということですが、この経常収支比率の計算する上で分母となる地方交付税が今回かなり落ちております。分母がどうしてもそのようなことで少額になったところで比率が上がったといったところが大きな要因でございます。給食センターについては工事ですので、経常収支の比率の中では入ってまいりませんので、先ほど申しましたとおり交付税の減額が大きな要因というふうに捉えております。

以上です。

○末次委員

それではですね、その4ページを見てみますと、この自主財源比率と依存財源比率を計上されておりますけれども、自主財源比率、これはも先ほど言ったふるさと納税で59.1%という伸びをしております。その割合的にですね、伸び率が増減比率で22%ですかね。交付税の関係で分母がという話ですが、この交付税が2.3%減額されているということは自主財源の伸びと交付税の関係というものは、そういうことから交付税が減額さ

れたのか。見通しとしては大きく地方交付税に依存した太良町の財政構造になっておりますのでですね、ちょっと見込み違いということが発生しておりますけれども、この辺はどのように捉えておられるんですか。

○財政課長（西村正史君）

この4ページの自主財源の大きな伸びということでございますけれども、御案内のとおり寄付金がふるさと納税に係る分ですけれども大きな伸びというふうになっております。合わせて繰入金、ふるさと納税が一旦基金のほうに積んで、そしてまた基金から崩して充当するといったところをいっておりますので、この繰入金についてもふるさと納税の分の充当分についてが大きな伸びとなっているといったところで自主財源が前年度に比べて比率が大きくなったということになっております。一方この地方交付税につきましては、基準財政需要額といったところで国から定められた基準がございます。これに基づいて需要額を算定するわけですが、これと一緒に今度は基準財政収入額というのがございます。この収入額が税金とか譲与税とかを積み上げた分になりますけれども、その差額が普通交付税として交付されるものでございますけれども、この計算の中で寄付金というのがですね、基準財政収入額のほうでは反映されません。実質的にこの交付税が今ここに示している金額なっておりますけれども、大きな交付税の減の要因は何かということですが、これが人口に対する計算の中でそれに基礎となる数字が国調の人口を基礎としております。22年度の国調から27年度の国調に対して1,060人の人口の減というふうになってまいりますので、この人口減による交付税の減というのが主な要因じゃないかというふうに考えております。

以上です。

○末次委員

であるとすれば今までのふるさと納税の7億4,000万円というのはこの交付税の減額には関係ないと、この人口減が大きな要因だということですね。

次にですね、8ページを見ていただければ地方債の業種別の残高が書いてありますけれども、この臨時財政対策債についてですが、まず3年据え置き20年返還ですかね、こういう状況になっているというふうに思いますけれども、これ100%交付税で措置する財源で非常に助かっている財源だというふうに思いますが、交付税の中に上乗せして支払われるのか、交付税から差し引いて3年据え置きですから、3年前のものを支払うわけですから、その辺はどのようになっておりますか。

○財政課長（西村正史君）

この臨時財政対策債ですけれども、大体発行が本来交付税として国が支払うべき額に対して国がどうしても資金が不足しているということで、とりあえずその市町のほうでこの臨時財政対策債で賄ってくださいと、あとのほうでその分については100%充当していきますよといったところの考えで臨時財政対策債となっております。この需要額の中で起債の分

があるわけですが、その中に 100%含まれて計算がされるといった算定の基礎になっております。

以上です。

○末次委員

需要額の中に含まれるということですね。この上をちょっと見てみますと 7 番目ですね、緊急防災減災の事業債というのが非常に有利な起債があるわけですが、私も一般質問でも取り上げたんですけど、町単独の減災とか防災の事業にも対象できる起債なのか。どうですか。77.8%というのは非常に高い交付税の措置率なんですから、ここは単独事業にも該当すれば非常にいいなというふうに考えますので、その辺どのようになっていますか。

○財政課長（西村正史君）

単独の事業についても対象にはなっております。ただこの緊急防災事業債の採択要件というのがまたございますので、それに見合ったものについては、この起債についても考慮してもいいんじゃないかなというふうに考えております。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

行政実績の 26 ページにですよ、ふるさと納税の寄附金の中で町長おまかせコースというののあつとぼってんが、29 年度は今どんな感じに入ってるか、町長おまかせコースを今後どういうふうに、そがんとの入ってきよると思うとぼってんが、町長使う予定かですよ、そこら辺がわかる範囲内でよかけんですよ、ちょっと教えてもらえばと思うんですけど。

○財政課長（西村正史君）

その他のおまかせコースというところがございますけども、大体 1 番から 4 番までというのが使途を指定した寄付金となっています。この使途以外のところで太良町の独自のところで、これはちょっと事業じゃないかといったところの事業を当てはめておりますけども、28 年度ではですね、その他の分で大きいのは竹崎城址の展望台のスキー場の整備、これは観光・集客のほうに結びつきますので、これに 1,500 万円と。それから大きいのは来 TARA 得する旅行业費補助金、これも集客を、町の方に来ていただくような要因ということで 1,170 万円を計上しております。それから子育てのほうの充実ということで、誕生祝金、結婚祝金等にも充当しております。このほかにも子育ての PR 用のパンフレットとかその分がおまかせコースの使途というふうになってまいります。

以上です。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

そしたらこのほかにですよ、例えば来年 3 月から果協の跡地に 40 戸のあれがでくつとんですよ、町外から来る人に引っ越し祝金とかですよ、そういう感じでも 10 万円でも 20 万円でも引っ越し賃もいくらかでも出しますよという何ていいですか、とにかく交付金をさ

つきも末次議員が言うたときも千何百人も減つとるわけじゃなかですか、それを一人でも二人でもふやすためにはやっばいそうやって引っ越し賃でもですよ、太良町はみるんだっというところがあれば違うんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうですかね。

○財政課長（西村正史君）

太良町においてはですね、やはり子育ての充実、教育のまち太良町といったところを町長のほうでスローガンとして対策を今までされてきたところですよ。もちろんもろもろの政策的な事業を今までも他市町と比べてもですね、多くの事業をしているというふうに私は捉えております。新たな事業等についてはそれぞれの担当課のほうで十分検討をさせていただきまして上司と検討をさせていただいて予算要求等を上げていただければですね、そのところで上司とともに検討して対応していきたいというふうに思います。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

是非ですよ、太良町に若い人たちが引っ越してきてくれるというか、移住してきてくれる、やっばいそういうのにですね精一杯手厚く、せっかくこのふるさと納税金ですから、寄附金ですから、それをやっばいっばいっばい利用して一人でも二人でもふやせるごとしたほうがよかつじゃなかかなと思うけんですよ。まずっばい課の係さん皆さん来とっけんですよ、ほかにもこういうのをして太良町に人口を呼び込もうとかですよ、そういうのでしてもらえれば一番よかつじゃなかかなと思うんですけど、そこら辺皆さんに期待しときますんでよろしくをお願いします。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

これをもって一般会計の審査を終了しましたが、見落としの点もあろうかと思しますので、時間を限定して総括の審議をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、ただいまから一般会計についての総括質疑に入ります。関係者の方に入ってくださいのため、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時05分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

ただいまから一般会計の総括質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

総括質疑

○所賀委員

未収金のことがきのう、おとといいろいろと発議、意見が出ておりますが、この未収金の滞納徴収についてですね、今は滞納整備機構ですか、ここに業務のほうに移行されておりますが、以前滞納の徴収員として嘱託の方がおられたときに、過年度分徴収には6%分、現年度には4%てあれがあったと思います。今現在の未収金の総額を見ておりますと大体4,500万円ぐらい、これの6パーセントをかけますと大体273万円ぐらいとなりますが、この滞納の徴収について誠実な方を滞納徴収員として雇い、応募してもいいかと思えますけど雇って、徴収された額に対しての報酬額というのは例えば10%でも20%でもいいかと思えます。やがてやってくるでしょうけど、この不納欠損処理がふえてくるかと思えますけど、それを見たときに10%、20%の報酬をていうことでも十分考えてもよかやなかかなていうふうな感じがするわけですけど、その辺町長にお伺いしたいと思えますけど何かそういった考え方でいうのができないのかどうかお尋ねしたいと思えます。

○町長（岩島正昭君）

今、所賀議員が冒頭申しましたとおり、県の滞納整理機構に職員を派遣しておりますね、それで地元の職員じゃなくして滞納整理機構の登録の職員が町内に徴収に回る場合もあるんですよ。滞納徴収吏員でかたちで太良町で徴収するわけですけどね。そこら辺で、若干その件についても大分徴収上がっておると思えますけども、徴収の過年度の状況を見ながら今後税務課と話をしまして、意見を聞いてできるだけそうした方がいいというのであれば前向きに検討したいと。

○所賀委員

きのうだったですかね、津岡課長のほうができるだけそういった不納欠損はせずにいきたいというそういった意気込みが大いに嬉しかったわけですけど、不納欠損を本当にせんでいいように、どうしても亡くなられたとかいろんな事情はやむを得んにしても、できるだけ徴収を限りなく進めていくということを考えれば私はなかなかいい方法だなというふうに思いますので、これは是非、今、町長言われたように税務課あたりと十分に話をさせていただいて煮詰めていただいてそういった実現ができればなというふうに大いに期待したいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○江口委員

先日も言いましたけど、時間外について1,000時間ぐらい減っていますけど、働く者から見れば隠れ時間外といいますかね、土日、祭日出た人がまだ28年度分も取得はされていないということでありますので、やっぱりそこら辺を完全に課長さんが半強制的でも取らせてもらってですよ、この時間外を個々にいいますと飛び抜けて何人かおられます。だか

らやっぱりその何で時間外を言うかという、健康管理が一番だと思いますので、そこら辺もされて平均的に時間外はみんなで仕事をするようにしてほしいと思います。そこら辺はどがんですか町長。

○町長（岩島正昭君）

これは何年か前から超勤の時間オーバーについては江口議員から再三御指摘を受けておりますから。電通が自殺なりましてね、これは全体的な問題で検討せないかんと、最終的には管理者が責任をとらないけんていうふうな状況ですからね、一人でも残業が突出しとる人についてはもう、私は課長会議で申し上げとりますけども、一人の職員が仕事をすつとは全部でカバーをせると。例えば私が建設課当時のお話をして、ある漁港の作業でも住宅係、事務屋が全部測量一緒に行きよったつですよ。そして住宅の家賃の徴収にも建設課は全部で行きよったというふうなことですから、その課長の采配で全部……じゃなくして横で協力してやれと。管理職の仕事ですからね。管理職は仕事せろじゃなくして、まず職員の健康管理、仕事の配分ですね、そいが主だからということで再三申し上げておりますからね。超勤等々のまだ、そういうふうなデータが出とれば再度その課の担当課長とも話してできるだけ全部で仕事を分担するようにまた再指導をしたいと思います。

○平古場委員

きのうから地名にこだわっていることじゃないですけど、54ページの報告書。町道亀ノ浦・金目線道路舗装工事と、その下に町道亀ノ浦・道越線道路舗装工事がありますけど、これは野崎線のことを亀ノ浦・道越線て言うんですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

先ほどの真ん中あたりの町道亀ノ浦・道越線の道路舗装工事の件ですかね。これにつきましては、昨年度野崎のあそこの墓の先のところを舗装したところでございます。

以上です。

○平古場委員

そしたらこの竹崎線は県道ですけど、田古里・竹崎線て言うんですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

県道につきましては正式名所は竹崎・上田古里線です。

○平古場委員

県道ですから、ちょっと県のほうにもお尋ねをしたんですけど、あその床屋さんの前、広場ちょっと杭を打ってあるんですけど、もう何年もああしたままなんですけど、何か県のほうに交渉とかなんとかはされたことがあるんですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

何年か前に、今ちょっと事業が止まっておりますけど、止まる前ぐらいに前課長とか区

長さん議員さんとかで土地の所有者のところに交渉に行った経緯はございますけど、それからはしておりません。

以上です。

○平古場委員

これは県議のほうに尋ねたんですけど、用地の交渉をですね、太良町がして交渉が成立すれば予算は県が出すそうです。用地の予算はですね。県が予算がまだ残ってるから、とにかく用地を交渉をしてくださいと太良町で。そしたら馬場新聞の前は交渉が可能があるかなと思うんですけど、先の竹崎の方のちょっともう無理かなと思うんですよ。ですけど、こっちだけでも交渉ができたらすぐに対応ができるということを私が県で聞いてきましたので、是非町長そういう交渉をしてですよ、誰と誰と行けばいいかそういったのを検討していただきたいと思うんですよ。

○町長（岩島正昭君）

私も建設課にお話をした経緯がございますけどね。この辺については終点側の2名さんがどうしてもその単価面で折り合わないと、その受益者のAという人いわく、私は坪当たり何十万で買うたと、基本安かて言うわけですよ。そいぎ上げてもいいけども、結局ほかの歴代買収しとる単価をそこだけぽつとあぐっわけいかんということで、地元の区長さん等々も再三交渉に行ってもらったわけですけどもどうしても折り合いがつかんというふうなことで、再三もう事業が最終段階の年度できたもんだから、集中的行ってもできんやっただということで、その事業も打ち切りですよ。あとは用地ができれば県の単独事業で県道ですからね、そこらで何年か停滞しとっですけども、この用地が向き向きでその人たちがやいよったっですけどなかなかでけんということで、できる可能性があれば町も県と一緒にまた再交渉をやってみたいなというふうに思っております。本来は金はあっても用地ができんぎもうだめですからね。

○平古場委員

前とちょっと状況が変わってきたからですね、再度交渉をしてみてだめだったら仕方ないですけど、是非その方面に進めていただきたいと、よろしくお願いします。

○所賀委員

報告書の46ページの塵芥処理費というところで、ちょっとお尋ねをしてみたいと思います。ごみ収集運搬処分等業務委託料6,687万円というふうに計上されております。ちなみに昨年は6,440万8,000円より上がってます。ごみ処理の状況を見ると可燃物、不燃物収集合わせて合計でトン数的には減ってきてると思うとですね。不燃物の内訳を見ても減ってきてるにも関わらず、この委託料がふえたていうのが何が要因なのかお尋ねします。

○環境水道課長（峰下 徹君）

ごみ収集運搬の処理業務委託料につきましては、太良クリーンセンターに委託をしているところであります。ごみの量が少なくなって委託料がふえたということは、一応毎年予算要求をされて町の方で査定をされているようであります。28年度についてのどうかというのは、人件費が大体127万円の積算の増と3トンダンプを1台変えたということで、その分の経費等が106万8,000円ぐらい上がっておりますので、その分の増になっております。ごみについてはリサイクル等でごみの量は減っているというか、太良町は分別をして回収をしているということで、町民の方の御協力によって、またクリーンセンターの少ない人数で頑張らせていただいて、ごみの量は減っているわけですけど、その分は人件費と3トンダンプの交換ということで予算がちょっと上がっているということです。

以上です。

○所賀委員

その下の下のですね、杵藤広域圏組合負担金ごみ処理センター費で………として思うですけど273万3,000円、昨年は2,212万2,000円が、これ武雄地区の多分解体かなと思います。今年度の273万3,000円はどういった費用の決算。

○環境水道課長（峰下 徹君）

議員さんおっしゃるとおり杵藤広域圏の金額の減ですけど、伊万里のほうの佐賀県西部広域環境組合ということで28年の1月からですね、こっちのほうにごみを搬入しておりますので、27年12月までは杵藤で出しておりますので、その分が減ったということですね。減額です。

○所賀委員

そいけん273万3,000円は。

○環境水道課長（峰下 徹君）

273万3,000円については、まだ最終処分と建物がまだ残っていますので、何人か今職員さんいらっしやいまして、その分の負担金を出しているというふうになっています。

○所賀委員

最終的には、あそこは多分さら地になっていくとでしようが、その跡地については何か議論はされよつとですか。

○環境水道課長（峰下 徹君）

跡地については、私も4月に来てからあいですけど、ちょっとそこまで話を聞いておりませんが、あそこの焼却場を壊すということで予算化はしてあります。その分についての負担はないということで聞いております。あとの跡地についてはちょっと最終処分場がまだ灰ば捨てている分がありますので、その分が何にするかはちょっとまだ話は聞いていないという状況です。

○末次委員

報告書の45ページに関係して質問したいと思います。この病院費ということで質問したいと思いますが、この病院の企業会計のときにも繰入金として質問をいたしましたけれども、まずこの病院、先ほどの交付税じゃないですけども、基準財政需要額の中で不採算の交付金があると思いますけども、太良病院1床あたりいくらになっていくらの金額が交付税として措置されておりますか。

○財政課長（西村正史君）

病院の分ということですけども、基準財政需要額の中の算定といたしまして、1億1,000万円程度が算定されていたかというふうに記憶しております。それと特別交付税ですね。これが不採算部分になりますけども、4,000万円程度だと思います。特別交付税の分が不採算となっておりますけども、これが1床当たり84万2,000円と28年度でなっております。この普通交付税の中には保健衛生費の係数として出てきますので、小さいところの数字までは推定できませんけども、先ほど申し上げた1億1,000万円程度がこの経費の中に入っているということが推定されます。

○末次委員

28年度にですね、収益的繰り出しと、資本的繰り出しが1億9,300万4,000円というふうなことで掲載をされておりますが、当然太良病院も健全経営化に向けて努力をされているということは数字的にわかります。特に基準に基づいた繰り出しということは十分理解をしておるところでございますけれども、この病院から当然健全経営化に向けてさらに努力をしていただくということから、この繰り出しの決定まではどのようになっているのかなど。まず恐らく病院からの予算書を策定されて、財政課長の査定があって、最終的には町長査定ということで決定されるというふうに思いますけれども、病院が予算的にこいだけ足らんですもんねということで、まず予算書つくつとですかね。そしてうちのここはトンネルになるのかどうなのか、やはりここは健康増進課ですかね、健康増進課を経由して繰り出しをされているということですが、その辺についてただそいだけですよということで、例えばトンネルでその健康増進課は繰り出しを計上するのか、そこをちゃんとした根拠を持って繰り出しているのか、そこら辺を教えていただきたい。単純に病院からこう言われたけん、ああそうですかということでその繰り出しをしているのか、何々こういう事情であってやむを得ない繰り出しをしなければいけないという事情があって繰り出しをしているのか。そぎゃんせんと全く固定的になってしまえばね、むしろ固定的になっていないわけです数字はね、ちょっと動いておりますが、どうしても1億8,000万円、1億9,000万円という金が繰り出しをされているということですので、その辺は担当課としてはどういう理由で当然必要だろうという、もちろん財政課長も査定をするわけですから、その辺はどうですか。

○健康増進課長（小竹善光君）

お答えします。

健康増進課がですね、太良病院に繰出金をしてしておりますけども、内容については病院が予算をつかって、財政のほうと予算査定をして、そのしたあとの分がうちの方きて健康増進課の繰り出しのほうこれだけですよということしておりますので、うちとしてはそこに入るということには、財政と病院と予算査定をして健康増進のほうはこれだけですよということで支出をしております。

○財政課長（西村正史君）

予算の編成については各課担当課のほうから上がってきて、うちのほうで査定をして、それから町長、副町長といった査定でいきます。繰入金の内容については、先ほどごらんのとおり繰り入れ基準というのがございますので、当然それに基づいて病院の建設改良に要する経費とか、不採算地区に要する経費とか、医師確保に要する経費とか、それぞれの項目ございますけども、それぞれに積算して上がってきております。大きく年度ごとに違うのがやはり建設改良費、つまり医療機器の導入、それから最近では電子カルテの導入とかですね、こういったとかなりの高額になってまいります。その内容については、機械の内容について病院のほうから詳しく説明を受けて、中にはこれは本当に必要なのか、必要ないのかで最終的に町長査定まで上げていってですね、機械名まで説明を受けて最終的に繰出金の予算化というふうになってまいります。そのあとにその予算を議会のほうに上げまして採決をしていただくんですけども、先ほど言われたように、病院のほうの事務的なところといいますか、全体的なところの建設改良以外の分については大体1億3,000万円程度で推移しているところです。先ほど言われたように大きいのは建設改良のところ年度ごとに額が変わってくると、それについてはその年度年度でそれぞれの査定を行って金額を決定しているというふうな状況でございます。

以上です。

○末次委員

当然、資本的繰出金というのは年度ごとに変わっていくというふうに思っております。来年あたりはMRIを導入するとかいろいろ病院も言われましたので、ごそっと上がってくるというふうに考えておりますけれどもですね、この収益的繰出金がある意味固定化していると、ここがあればね、いわゆる親方日の丸的なあがんとになってくるわけですよ。ここをやっばいもうちょっとこの精査を、毎年こりゃもう資本的繰出はやむを得ないというふうには考えます。しかしこの収益的繰り出しはね、当然病院としても介護保険の収益が2.8%削減されたということで苦慮はされております。それはわかりますけれど、本体の病院事業そのものがね、なかなか伸びないと、もちろん民間と一緒に医療報酬をもらいよるわけですから。民間は要するに高額納税をされておりますよ、病院。もちろんあいなかにクリニックは倒産しているクリニックもありはしますけど一般的にはそういう状況な

んですよ。当然自立をされて恐らく収益を出されているという中で一般的に太良町民の皆さんからね、病院は今黒字経営ばされとつとでしようということばよく言われますけれども決算上はされております。しかし実質はそうじゃなかわけでしょ。ですからここはもちろん努力はされているということは認めんばいかんと思えますけれども、ここば固定化するということはやっばいここにどうしても依存して収支がされているんじゃないかなという気がしてならないわけですよ。その辺の精査はもうちょっと繰出金については、当然必要であれば出すとは当然ですよ、町立病院ですからですね。これはもうわかっております。そこを柔軟にするためにはもう少しその辺を厳しく査定をする必要があるんじゃないかなというふうに考えますので、その辺について次の予算編成等には是非活かしていただきたいなと思えますがいかがですか。

○財政課長（西村正史君）

ごらんのとおり確かに28年度については病院も1億2,000万円程度の黒字が出ております。当然その黒字の中には町からの繰出金といったところが大きく影響をしているところはもう……というふうに考えます。この繰入金算定の中でもですね、ある程度人件費とか医師の人件費とか休日とかの救急医療に対する経費とか、これも人件費になりますけれども、こういったところがある程度固定化、それに充てる分の2分の1をしなさいよとか、あと償還金の2分の1をしなさいよとか、ある程度決まりごとがございます。それについては、計算を元にするわけですけども、もう一つ項目として不採算地区の運営に関する経費というのが项目的にございます。これが経営に伴う収入をもっても充てることができないものについての相当額を繰り入れしていいですよといったところになってまいりますので、言われるように調整等については、そこら辺の調整も一つあるかなと思えますけども、あくまでも基準でございまして、市町の中にはそれよりも逆に多く入れるところもございますし、逆に少なくしてるところもあると、これについては各市町の裁量が影響しているんじゃないかというふうに考えます。今後についても個々の項目の積算等については引き続き内容のチェック等含めて積算をしていきたいというふうに思います。

○末次委員

私もたまに病院にいたて受付を見るわけですよ。診療科目ごとに医師ごとに受付ばしてあつたですね。とてつもない受付が多い医師、少ない医師、これはもちろんその診療科目ですからですね、そういった医師一人あたりのね、やっばい患者数というのは当然病院は医師の技術に頼っているわけです。そういうこともあって、そういうとも一つの目安として出していただきたいということと、もう一点はですね、言いにくいところもありますけれども、要するに不採算という地域はわかります。しかしながら太良病院も急性期医療の中で救急を告知しとるわけですからですね。そういった中で太良町内の受診者の恐らく30%は行ってません。ここ30%出せば簡単に経営健全化ができるんだらうというふうに私は思

うんですけども、ここはなかなか上がってこない。当然患者が選ぶわけですからですね。太良町民の患者から選ばれる病院像というものはどういうものか、ここはやっぱりもっともっと追究してほしいという考えはもっております。さらにあと5%ですよ。ここが収益の分岐点だと、採算ベースの分岐点だと私は感じておりますので、そこら辺は是非とも査定の中でもそういったことを是非お願いをしたいなというふうに思います。

○久保委員

実績報告書の53ページ、施設の利用状況のほうでちょっとお尋ねしたいんですが、ここに観光協会の利用状況が示してないんですが、これはなぜなのか。わかれば利用者数等々を報告していただきたいと思います。

○企画商工課長（田中久秋君）

観光案内所につきましては、ここには掲載をしておりますんですけども、来年度以降検討をしたいと思います。手元の実績がございますので、申し上げます。平成28年度で年間4,662名の来入者がっております。27年度は5,851人というふうになっております。

○久保委員

何でこういことを尋ねたかといいますと、今町単で来TARA得するというのを発行していただいたんですが、お客様からよく苦情いただくのはどこにあるのかわからなくて、一番奥の方なんでね。だから利用者の皆様にわかりやすいように、あそこの一番奥のところですから立て看板でも立てていただければと思うんですが、そのようなことができるのかね。また我々のところに来TARA得するの券を持って来られなかったうちのほうから店から取りにいかんばとですよ、観光協会まで。そういうことがないようにね、観光協会はここにありまして立て看板でもしていただければと思うんですがいかがでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

看板につきましては、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○久保委員

是非それやっていただきたいし、またよそからのお客様が多い面もありますし、きょうは多分カニ漁の撮影しておりますのでお客様がおいでになると思うんですが、是非その辺は観光収入を得るためにも、また入湯税これ以上に上げるためにもぜひその辺はお願いしたいと思いますのでよろしく願いしときます。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

初日ですよ、山林特別のほうでも話をさせていただいたとぼってんが、価格が低迷してるけんが主伐をしないで維持するてやったとぼってんが、今の価格が低迷しとるけんてそのままほっといてもいつ価格が上がるかわからん中ですよ、なんとか少しでも売りができるようにですよ、この前の町長が言うてくいたとが製材所をていうこと言うてもろたとぼってんですよ、その製材所も含めてそういう部分をここに副町長あたりもトップセー

ルスができるぐらいの知識をいっぱい持つといしゃっけんですよ、トップセールスをしてもらうような感じでもうちょっとこのせっかくの山を活かしてもらいたかなて思うんですけど、そこら辺担当課長も副町長もどがんでしょうかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

初日の日に特別会計の中でお話をさせていただいたところがメインになるかと思いますがけれども、材価については今のところは上がる気配がないというようなところで長伐期的な誘導を図っていくというようなことでできております。そういう中で先ほど来言われました製材所とか新たなものとして取り組んでいくうえでトップセールスとかその辺についてもということで今お聞きになられていると思いますけれども、まずもって前段のほうでそこに行きつくまではまだいっておりませんし、今後において様々な視点からいろんな情報等を取り入れながら、今後それを発展させていくことが必要かなということで思っておりますので、もう少し時間をかけながら材価の状況も踏まえながらいろんな方向性というところも考えていきたいというところは思っております。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

トップセールスというようなことでございますけれどもですね、やはりこの木材というのはうちの木材はほかに比べればちょっと高く売れてるといふような状況だということは聞いております。しかし、全国的にやはり需要が伸びていないということで私は価格が低迷してるだろうと思います。ですからこれは小さな町で云々かんぬんじゃなくてですね、国あたりがもっと大手のハウスメーカーあたりとかにも声をかけていただいて、大々的に官公庁含めて使ってもらうような方法を国のほうでもっと考えてほしいなど、日本全国約70%が山林とっておるわけですから、そんな山があつてですね、ちょっとずれますけど韓国が日本の木材が何か癒し効果があるとかなんか言って買いに来よる人がテレビであいよったわけですね、ですからそういうよそからよかて言われよる木材をもっと国あたりが積極的に中山間地、田舎が過疎がどうの言いながら、こういったところにもっと目を向けていただいてやっていただきたいなど、そういったことでいろいろな折に町長もちろんですけど、話をしてもらっておりますけれども、この太良町だけで急にやったけんてそが簡単売れるもんじゃないじゃないかなというようなことを思っております。そういったことで今後やっぱりこういったこと国のほうにどんどんお願いをしていくべきじゃないかなと。

○決算審査特別副委員長（川下武則君）

今言われよつとはもつともだと思ひます。だけど結局私もあつちこつち行つた中でせっかくこんだけよか材がですよ、私も熊本の木材の市場に行つたときにですよ、太良町材は2割ぐらい高く売れよるといふこの材をこのまま眠らせとくていふとはいかがなもんかと

思っていますね、この前からずっと同じような質問しよつとですよ。せつかくあるものを最大限こんだけ資産ていいますか、材があるとちょっと売れんけんがて言うて、この私も10年前から農林部会のほうにも顔出して、全然売り上げが上がっていかんと言いますか、そいやったら今言いしゃつごと国から指導をていうても、国のほうもどこんとばしよんなかと思うとつとですよ。こういうときだからこれを売れんときこそあつちこつちにセールスていいますか、営業をかけて何とかやっていければなど。一応そういうことで期待をしますんでよろしくお願ひします。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので採決します。

議案第50号 平成28年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案は原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よつて、議案第50号 平成28年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本委員会に付託されました決算認定案件の審査を終了します。

お諮りします。

委員長報告のまとめについては、委員長に一任されたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よつて、委員長報告のまとめについては委員長に一任されました。

委員各位には3日間にわたり、終始慎重に御審議いただきありがとうございます。最後に町長の御挨拶をお願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

3日間にわたり慎重審議いただきまして、まことにありがとうございます。皆さんの御意見等々を聞きながら、検討しますとかできませんとかいろんなかたちで職員の答弁

がございましたけども、これはこういうことでできませんと、これはがんすっぎでくっですよというようなことを職員ももっとも前向きに検討すればいいなというふうに思っております。というのはまず物品の件で所賀委員が何のために備考欄のあるかて私どもも思うてね、学校、教育委員会、学校とかこういう記載しとこの備品はどこにあつとかなてすぐわかるわけですよ。会計の管理者がこりゃ他の市町村の周辺の状況を見ながら、この分は周辺の状況いらんとですよ、うちの特別の決算書ですからね。だからその付近もできるもんについては、なるべく丁寧に出していいんじゃないかというふうな実感をいたしました。

それともう1点は、太良病院の件ですけど、私も常々から何のため総務省のアドバイザーば受けてああいうふうな大改革をしたかというのは、職員を引き上げて一種の反民営化ですよ。だから黒字黒字で実際黒字ばしあつかと。だからうちが本当の繰出金がない場合は黒字で言ってもいいですけどね。トータル的に黒字で鼻高々としてはいかんというふうなことで、実際病院の、うちの職員よか病院が多かったですよ。人数ば数えればね。時々、病院の受付行っても知らんとばかいあちこち入れるということで人事権について私が、これはもう全部適用ですから、院長の人事だけしか私できんとですよ。それをどんどんどんん入れよってことで、一応課長会議の中で私は病院の院長にクレームを言ったのが、職員もドクターも今度新しゅう入れまして、結局うちの朝会の中でも紹介にこんかてことですよ。何もわからんとですもん。うちはああいうふうな看護師とか保健師の面接等は病院ば入れよつとですよ。師長とかなんとか入れよつたですね、今はうちは何も入れんもんだからそこら辺も再三改革をね、井田事務長には言っている状況です。だからもう少し皆さんたちのきょういろんな話を聞きながら改革する分についてはどんどんどんんこう、できんとはしよんなかですけんね。そがんで丁寧にもう少し今後検討して来年はきょう指摘をしとつた分変えたばいなというふうなことでね、また職員等々で話し合っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

どうもありがとうございました。

これもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時51分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長 下 平 力 人